

令和 2 年 4 月 6 日

秋田高専の学生ならびにその保護者の皆様へ

校長補佐・学生主事

学生アルバイトについて

秋田高専では、校則により学生のアルバイトは原則禁止です。ただし、2 学年以上の学生に対してはやむを得ない事情があり、一定の条件（長期休業期間、家庭の事情、学業への支障の有無など）を満たした場合に限り許可すると定めております。一方で、学生がアルバイトをすることに教育上のメリット（いわゆる社会勉強に相当するものやコミュニケーション能力の向上）もあることから、ここ数年の間、条件を緩和してアルバイトを許可してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染が拡大している状況下でこれまでどおりアルバイトを許可した場合、本人の感染可能性拡大はもとより、それに続く学生間での 2 次感染拡大、ひいては学校閉鎖の状況が懸念されます。昨年度における学生のアルバイト状況を見ますと、飲食店での接客や店内での商品陳列等、不特定多数との接触機会が多いと考えられる職種が多く含まれています。ニュースなどで報道されておりますとおり、新型コロナウイルスによる感染者ならびに死者数は増加傾向のままであり、県内はもとより秋田高専の近隣でも感染事例が発生しております。

このような状況に鑑み、本校では「**当面の間、原則、学生のアルバイトは許可しない**」こととしました。

学生ならびに保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症が生命の危機につながる大きな問題であること、学内での感染者発生が本人の健康を害することはもちろん、家族や友人など親しい人の生命を脅かし、さらには学校閉鎖、医療崩壊へつながる可能性があることを強くご認識いただき、上記の対応が学生・県民・国民の生命を守るために必要な措置であることをご理解ください。

なお、社会経済の状況も日々悪化傾向にあります。家庭のひっ迫した事情、緊急性を有しやむを得ない事情が認められかつ安全性が確保されている場合はアルバイトを認める場合もあります。その場合はまず各クラスの担任にご相談ください。

学校を開始するにあたり、本校では現在全力を挙げてその準備をしておりますが、学生ならびに保護者の皆様のご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。